



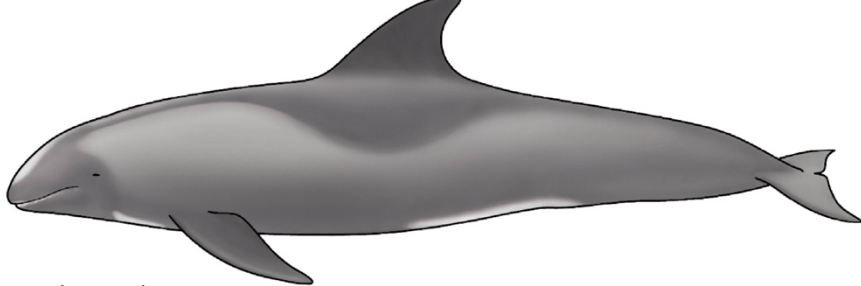
魚介類の名称のガイドライン（鯨類）の 改正根拠

令和7年9月

水産庁 国際課

消費者庁 食品表示課

鯨類概要

分類群	法令上の扱い	代表的な種	特徴
<p>ひげ鯨 (ヒゲクジラ亜目)</p>	<p>大型鯨類</p>	 <p>イワシクジラ (体長：〈北半球〉オス14.0m、メス14.8m)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・口内に「クジラヒゲ」という餌をこしとる器官を持つ。 ・噴気孔（鼻のあな）は2つ。 ・動物プランクトンや小魚を捕食。
<p>歯鯨 (ハクジラ亜目)</p>		 <p>マッコウクジラ (体長：オス16.0m、メス12.0m)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・口内には歯が生えている。 ・噴気孔は一つ。 ・魚やイカを捕食。
	<p>小型鯨類 (イルカ等)</p>	 <p>カズハゴンドウ (体長：最大2.8m)</p>	

我が国の捕鯨業(母船式・基地式)

母船式捕鯨業

- (1)大臣許可漁業
もりづつ(捕鯨砲)を使用
- (2)対象鯨種
ミンククジラ、ニタリクジラ、イワシクジラ、ナガスクジラ
- (3)許可隻数
1船団(母船1隻、独航船3隻)
- (4)操業海域※:

基地式捕鯨業

- (1)大臣許可漁業
もりづつ(捕鯨砲)を使用
- (2)対象鯨種
ニタリクジラ、ミンククジラ、ツチクジラ、コビレゴンドウ、オキゴンドウ
- (3)許可隻数
5隻(根拠港:網走、石巻、南房総、太地)
- (4)操業海域※:

※操業海域は捕鯨業者が主体的に決定

— :我が国EEZ境界線



我が国のイルカ漁業

イルカ漁業

(1) 知事許可漁業

突棒漁業：手投げ鉈で突き取る漁法

追込網漁業：鯨群を湾内に誘導し、網で仕切る漁法

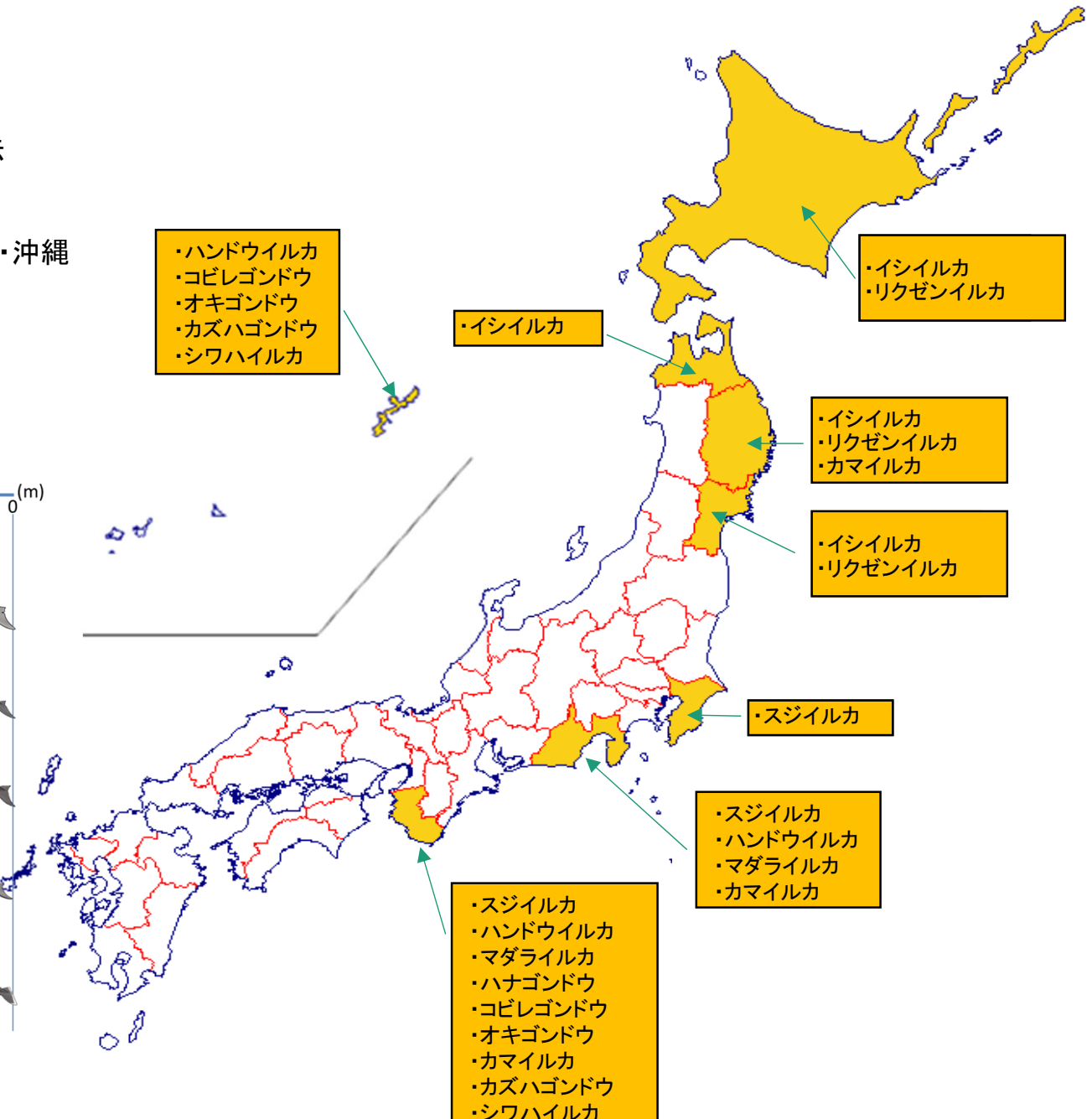
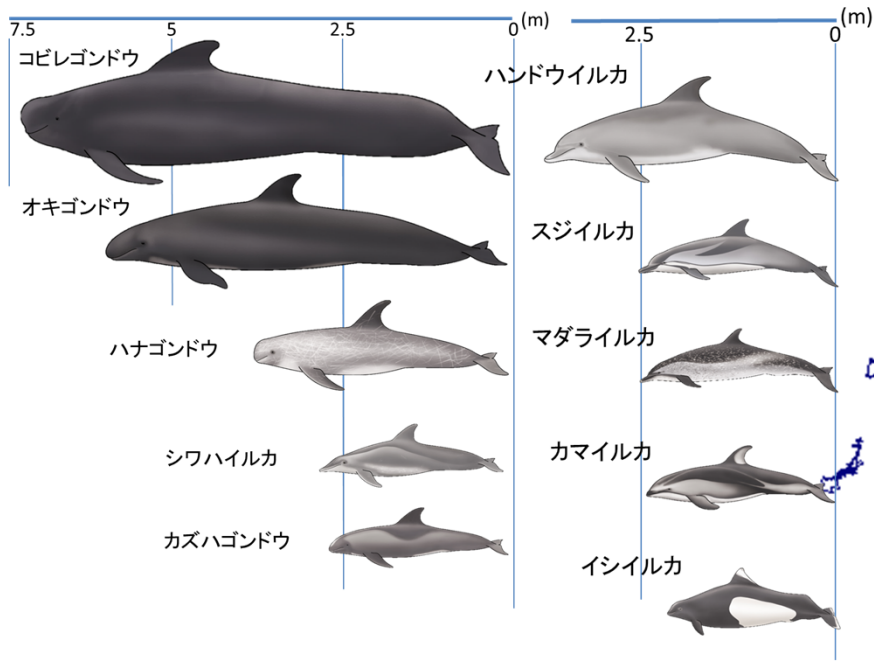
(2) 水揚地：

突棒漁業：北海道・青森・岩手・宮城・千葉・和歌山・沖縄

追込網漁業：和歌山(太地町)、静岡県(伊東市)

(3) 対象鯨種：

イシイルカ、ハンドウイルカ、オキゴンドウ等10種



魚介類の名称のガイドライン（鯨類）の改正要望根拠①

○漁業法

（昭和二十四年法律第二百六十七号）

（都道府県知事による漁業の許可）

第五十七条 大臣許可漁業以外の漁業であつて農林水産省令又は規則で定めるものを営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

（以下略）

（沿岸漁場管理団体の指定）

第百九条 都道府県知事は、海区漁場計画に基づき、当該海区漁場計画で設定した保全沿岸漁場ごとに、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会又は一般社団法人若しくは一般財団法人であつて、次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、沿岸漁場管理団体として指定することができる。

（以下略）

○漁業の許可及び取締り等に関する省令

（昭和三十八年農林省令第五号）

（歯鯨の捕獲の禁止）

第九十三条 基地式捕鯨業者以外の者は、歯鯨（まっこう鯨を除く。以下この条において同じ。）を捕獲してはならない。ただし、歯鯨（いしいるか（りくぜんいるか型いしいるかを含む。）、かまいるか、すじいるか、はんどういるか（ばんどういるか）、まだらいるか（あらしいるか）、はなごんどう、こびれごんどう（まごんどう）、おきごんどう、しわはいるか又はかずはごんどうに限る。）をとることを目的とする漁業についての法第五十七条第一項又は第百十九条第一項の規定による都道府県知事の許可を受けて捕獲する場合は、この限りでない。

魚介類の名称のガイドライン（鯨類）の改正要望根拠②

○漁業の許可及び取締り等に関する省令
(昭和三十八年農林省令第五号)

(ひげ鯨等の捕獲等の禁止)

第九十一条 基地式捕鯨業者及び母船式捕鯨業者以外の者は、ひげ鯨及びまっこう鯨（この条及び次条において「ひげ鯨等」という。）を捕獲してはならない。ただし、基地式捕鯨業及び母船式捕鯨業以外の漁業であって農林水産大臣が別に定めて告示するものの操業中に混獲した場合並びに座礁し、又は漂着したひげ鯨等であって農林水産大臣が別に定めて告示するものを捕獲した場合は、この限りでない。

(以下略)

(捕鯨業者以外の者が捕獲したひげ鯨等の処理の制限)

第九十二条 前条第一項ただし書の規定によりひげ鯨等を捕獲した者（以下この条において「ひげ鯨等を捕獲した者」という。）は、鯨体処理場、卸売市場その他の水産動植物に有害な物が遺棄され、又は漏せつするおそれがない場所以外の場所において、当該ひげ鯨等を処理してはならない。

2 ひげ鯨等を捕獲した者は、当該ひげ鯨等の個体の識別に必要なDNA分析（DNAの塩基配列の解析であって、当該ひげ鯨等の個体を特定させるDNAの塩基配列の情報が取得できるものに限る。以下この条において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該ひげ鯨等（生きているものに限る。）を海に戻す場合及び当該ひげ鯨等の全ての部分を埋却又は焼却により処分する場合は、この限りでない。

○漁業の許可及び取締り等に関する省令第91条第1項ただし書の規定に基づき農林水産大臣が別に定めて告示するひげ鯨等を定める件（平成16年農林水産省告示第1834号）

漁業の許可及び取締り等に関する省令第九十一条第一項ただし書の農林水産大臣が定めて告示するひげ鯨は、次のとおりとする。

- 一 浅瀬等（浅瀬、護岸、砂浜その他のひげ鯨等が座礁し、又は漂着した場合に当該ひげ鯨等が自ら移動することが困難な場所をいう。以下同じ。）に座礁し、又は漂着したひげ鯨等であって既に死亡しているもの
- 二 浅瀬等に座礁し、又は漂着したひげ鯨等であって人に危害を加えるおそれがあるもの
- 三 浅瀬等に座礁し、又は漂着したひげ鯨等であって外傷等により回復の見込みがない状態に陥っているもの
- 四 浅瀬等に座礁し、又は漂着したひげ鯨等であってその座礁し、又は漂着した時から起算して四十八時間以上経過してもなお当該浅瀬等から移動していないもの

魚介類の名称のガイドライン（鯨類）の改正要望根拠③

○漁業の許可及び取締り等に関する省令第91条第1項ただし書の規定に基づく農林水産大臣が別に定めて告示する漁業（平成13年農林水産省告示第563号）

漁業の許可及び取締り等に関する省令第九十一条第一項ただし書の農林水産大臣が定めて告示する漁業は、次のとおりとする。

一 **大型定置漁業**（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第六十条第三項に規定する定置漁業をいう。）

二 **小型定置漁業**（法第六十条第五項第二号の第二種共同漁業又は法第五十七条第一項に基づく規則の規定による都道府県知事の許可を受けて営む漁業であって、内水面以外の水面において網漁具を定置して営むものをいう。）

令和6年混獲等の状況（1月1日～12月31日）

合計混獲等頭数 95頭

(月別)		(都道府県別)		(鯨種別)	
1月	24頭	北海道	7頭	ミンククジラ	80頭
2月	7頭	青森県	4頭	ザトウクジラ	8頭
3月	12頭	岩手県	13頭	ナガスクジラ	4頭
4月	8頭	宮城県	8頭	ニタリクジラ	1頭
5月	4頭	千葉県	2頭	不明	2頭
6月	5頭	神奈川県	2頭	(処理方法別)	
7月	7頭	新潟県	2頭		
8月	3頭	富山県	8頭	食用向け 83頭	
9月	0頭	石川県	6頭		
10月	2頭	福井県	1頭	埋却・焼却	2頭
11月	6頭	静岡県	1頭	逃げた・逃がした	9頭
12月	17頭	三重県	3頭	学術	1頭
		和歌山県	3頭	(体長)	
		鳥取県	1頭		
		島根県	4頭	ミンククジラ	3.00～8.00 m
		山口県	4頭	ザトウクジラ	5.00～13.00 m
		高知県	2頭	ナガスクジラ	7.84～11.00 m
		長崎県	12頭	ニタリクジラ	7.9 m
		宮崎県	5頭	※体長が不明の個体を除く。	
		鹿児島県	2頭		
		沖縄県	5頭		

出典：水産庁HP「ひげ鯨の混獲状況について」

6. 座礁

鯨種	頭数	都道府県	連絡先
ミンククジラ	2	北海道	水産庁
	1	青森	
	1	千葉	
ナガスクジラ	1	宮城	
	1	東京	
イワシクジラ	1	長崎	
ニタリクジラ	1	千葉	
ザトウクジラ	1	北海道	
	4	千葉	
	1	高知	
	1	沖縄	
	1	青森	
マッコウクジラ	1	宮城	
	1	福島	
	1	茨城	
	1	大阪	
	2	沖縄	
種不明大型鯨類	1	山口	

出典：水産庁HP「日本の大型鯨類調査についての進捗報告 2023年4月から2024年3月（統計データは2023暦年）」

魚介類の名称のガイドライン（鯨類）の改正要望根拠④

○TAC（Total Allowable Catch：漁獲可能量）

大型鯨類

農林水産大臣による許可に基づき、母船式捕鯨業及び基地式捕鯨業において、4種の大型鯨類を対象とした捕獲が行われています（令和4管理年度からTAC管理を開始）。

対象種：イワシクジラ、ニタリクジラ、ミンククジラ、ナガスクジラ

小型鯨類（ツチクジラ、ゴンドウクジラ等）

農林水産大臣による許可に基づき、基地式捕鯨業において、ツチクジラ等の小型鯨類を対象とした捕鯨が行われています。これらの種は、IWCの管理対象種ではないため、商業捕鯨モラトリアムの間も我が国において捕獲が行われていました。

対象種：ツチクジラ、コビレゴンドウ、オキゴンドウ

小型鯨類（イルカ）

「クジラ」と「イルカ」には、生物学的には明確な差異はなく、比較的小型の鯨類のことを「イルカ」と言い慣わしています。

この「イルカ」を対象としたいるか漁業は、関係道県知事の許可の下で操業されています。

対象種：イシイルカ、カマイルカ、スジイルカ、バンドウイルカ、マダライルカ、ハナゴンドウ、コビレゴンドウ、オキゴンドウ、シワハイルカ、カズハゴンドウ

魚介類の名称のガイドライン（鯨類）の改正要望根拠⑤

○世界哺乳類標準和名目録（川田ら，2018）【鯨目抜粋】

CETACEA 鯨目

MYSTICETI ヒゲクジラ亜目

Balaenidae セミクジラ科

- Balaena* ホッキョククジラ属
- mysticetus* ホッキョククジラ
- Eubalaena* セミクジラ属
- australis* ミナミセミクジラ
- glacialis* タイセイヨウセミクジラ
- japonica* セミクジラ

Balaenopteridae ナガスクジラ科

- Balaenoptera* ナガスクジラ属
- acutorostrata* ミンククジラ
- bonaerensis* クロミンククジラ
- borealis* イワシクジラ
- brydei* ニタリクジラ
- edeni* カツオクジラ
- musculus* シロナガスクジラ
- omurai* ツノシマクジラ
- physalus* ナガスクジラ
- Megaptera* ザトウクジラ属
- novaeangliae* ザトウクジラ

Eschrichtiidae コククジラ科

- Eschrichtius* コククジラ属
- robustus* コククジラ

Neobalaenidae コセミクジラ科

- Caperea* コセミクジラ属
- marginata* コセミクジラ

ODONTOCETI ハクジラ亜目

Delphinidae マイルカ科

- Cephalorhynchus* イロワケイルカ属
- commersonii* イロワケイルカ
- eutropia* ハラジロイルカ
- heavisidii* コシャチイルカ
- hectori* セツパリイルカ
- Delphinus* マイルカ属
- capensis* ハセイルカ
- delphis* マイルカ
- Feresa* ユメゴンドウ属
- attenuata* ユメゴンドウ
- Globicephala* マゴンドウ属
- macrorhynchus* コビレゴンドウ
- melas* ヒレナガゴンドウ
- Grampus* ハナゴンドウ属
- griseus* ハナゴンドウ
- Lagenodelphis* サラワクイルカ属
- hosei* サラワクイルカ
- Lagenorhynchus* カマイルカ属
- acutus* タイセイヨウカマイルカ
- albirostris* ハナジロカマイルカ
- australis* ミナミカマイルカ
- cruciger* ダンダラカマイルカ
- obliquidens* カマイルカ
- obscurus* ハラジロカマイルカ
- Lissodelphis* セミイルカ属
- borealis* セミイルカ
- peronii* シロハラセミイルカ
- Orcaella* カワゴンドウ属
- brevirostris* カワゴンドウ（イラワジイルカ）
- Orcinus* シャチ属
- orca* シャチ

Peponocephala カズハゴンドウ属

electra カズハゴンドウ

Pseudorca オキゴンドウ属

crassidens オキゴンドウ

Sotalia コビトイルカ属

fluviatilis コビトイルカ

Sousa ウスイロイルカ属

chinensis シナウスイロイルカ

teuszii アフリカウスイロイルカ

Stenella スジイルカ属

attenuata マダライルカ

clymene クライメンイルカ

coeruleoalba スジイルカ

frontalis タイセイヨウマダライルカ

longirostris ハシナガイルカ

Steno シワハイルカ属

bredanensis シワハイルカ

Tursiops ハンドウイルカ属（バンドウイルカ属）

aduncus ミナミハンドウイルカ（ミナミバンドウイルカ）

truncatus ハンドウイルカ（バンドウイルカ）

Monodontidae イツカク科

Delphinapterus シロイルカ属

leucas シロイルカ

Monodon イツカク属

monoceros イツカク

魚介類の名称のガイドライン（鯨類）の改正要望根拠⑥

○世界哺乳類標準和名目録（川田ら，2018）【鯨目抜粋】

Phocoenidae ネズミイルカ科

Neophocaena スナメリ属

phocaenoides スナメリ

Phocoena ネズミイルカ属

dioptrica メガネイルカ

phocoena ネズミイルカ

sinus コガシラネズミイルカ

spinipinnis コハリイルカ

Phocoenoides イシイルカ属

dalli イシイルカ

Physeteridae マッコウクジラ科

Kogia コマッコウ属

breviceps コマッコウ

simia オガワコマッコウ

Physeter マッコウクジラ属

macrocephalus マッコウクジラ

Platanistidae カワイルカ科

Platanista ガンジスカワイルカ属

gangetica ガンジスカワイルカ

minor インダスカワイルカ

Iniidae アマゾンカワイルカ科

Inia アマゾンカワイルカ属

geoffrensis アマゾンカワイルカ

Lipotes ヨウスコウカワイルカ属

vexillifer ヨウスコウカワイルカ

Pontoporia ラプラタカワイルカ属

blainvillei ラプラタカワイルカ

Ziphiidae アカボウクジラ科

Berardius ツチクジラ属

arnuxii ミナミツチクジラ

bairdii ツチクジラ

Hyperoodon トックリクジラ属

ampullatus キタトックリクジラ

planifrons ミナミトックリクジラ

Indopacetus タイハイヨウアカボウモドキ属

pacificus タイハイヨウアカボウモドキ

Mesoplodon オウギハクジラ属

bidens ヨーロッパオウギハクジラ

bowdoini タイハイヨウオウギハクジラ

carlhubbsi ハップスオウギハクジラ

densirostris コブハクジラ

europaeus ヒガシアメリカオウギハクジラ

ginkgodens イチヨウハクジラ

grayi ミナミオウギハクジラ

hectori ニューゼーランドオウギハクジラ

layardii ヒモハクジラ

mirus アカボウモドキ

perrini ペリンオウギハクジラ

peruvianus ピグミーオウギハクジラ

stejnegeri オウギハクジラ

traversii バハモンドオウギハクジラ

Tasmacetus タスマニアクチバシクジラ属

shepherdi タスマニアクチバシクジラ

Ziphius アカボウクジラ属

cavirostris アカボウクジラ